平成１９年（フ）第５８７号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1390番地40グランドヒルズ吉岡Ａ102、破産手続開始決定時の住所群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡77番地
破産者　久住　　恒
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２８４号
北海道江別市大麻泉町５番地の２　ハートスクエア３号館312号
破産者　小本　孝憲
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３１号
茨城県那珂市額田南郷1234番地５
破産者　福田　　仁
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７２１号
茨城県東茨城郡城里町御前山1500、住民票上の住所茨城県水戸市開江町697番地の１
破産者　大谷　繁夫
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２７号
茨城県北茨城市磯原町本町１丁目３番地16
破産者　田中　敬行
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１２９号
茨城県日立市若葉町３丁目３番28号、前住所茨城県日立市平和町２丁目７番４号
破産者　立花　博行
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３２号
茨城県日立市金沢町１丁目１番16号、破産手続開始決定時の住所茨城県日立市森山町１丁目28番16号
破産者　長山　啓三
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３１２８号
横浜市中区上野町３丁目106番地
破産者　戸越登美子
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９００号
神奈川県伊勢原市東大竹771番地の７
破産者　玉垣　秀子
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８４号
静岡県浜松市西区馬郡町4383番地、前住所静岡県浜松市西区入野町4976番地の10
破産者　高柳　明洋
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３３７５号
愛知県北名古屋市久地野権現125番地　ロッキーハセガワ103号
破産者　鳥海　年博
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８号
京都府船井郡京丹波町井尻岡ヶ鼻６番地
破産者　貞守　　順
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１２８５号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―505号
破産者　財田　　進
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８６号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―505号
破産者　財田ルミ子
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３４号
広島市西区南観音８丁目６番21号
破産者　玖田　正憲
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２号
長崎県諫早市貝津町2205番地４　ウエスト１201、前住所長崎県諫早市貝津町2483番地２
破産者　小川　理子
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第５１号
札幌市豊平区平岸２条５丁目１番12号　ファミリーコーポ401号
破産者　野口　律子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２５６号
北海道中川郡池田町字西２条10丁目１番地
破産者　青山江理子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
千葉県東金市小沼田1470番地
破産者　大木　貫司
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係